

令和3年8月19日  
あんしん少額短期保険株式会社

## 災害救助法適用地域の特別なお取り扱いについて【第9報】

この度の「令和3年8月11日からの大雨による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。8月18日にお伝えいたしました「令和3年8月11日からの大雨による災害」第7報～第8報に続きまして以下の通り対象地域が拡大いたしましたので続報をお伝えいたします。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取り扱いをいたします。

### 1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

### 3. 災害救助法適用地町村及び適用日について

#### ①適用地域

福岡県八女市  
福岡県みやま市  
長崎県南島原市

#### ②適用日

令和3年8月12日  
令和3年8月12日  
令和3年8月12日

### 【お問合せ先】

**お客様相談室 通話無料 0120-685-336**

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)